

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を確保しつつ、健全に発展していくために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。

さらに、この目的を実現するためにも、株主をはじめとする利害関係者への経営情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)に対応した体制を整備し、以って株主や投資家が適正に意思決定を行える環境を構築することにより透明性の高い経営を行っていく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-4】中核人材の登用等における多様性確保・人材育成等の方針に関する開示

当社グループは、その採用時において多彩な経験や価値観を踏まえて採用の判断をしており、適正配置や管理職登用等に至るまで、多様性の確保に努めております。

女性・外国人・中途採用者を区別することなく、常に適正な人材配置ができるよう、担当部署、担当会社社長、及びホールディング会社が人事を管轄し、従業員の能力が最大限活用されるよう努めております。

女性・外国人・中途採用者等による管理職の構成割合や人数の目標は設定しておりませんが、適材適所により役員や管理職への登用を図ってまいります。

【補充原則4-1】中期経営計画のコミットメント

中期経営計画については、当社グループの重要課題として認識しており、今後新しい体制のもと、計画の策定開示を検討しております。単年度予算の開示につきましては、開示を行っており、毎月取締役会において予算分析を行っております。

【補充原則4-1】最高経営責任者の後継者計画の監督

当社は、社長または最高経営責任者等の後継者につきましては、後継計画といった具体的な手続きプランはなく重大な問題と考えており、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、取締役会の場を通じて、また、グループ全体としても議論してまいります。

【補充原則4-2】業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定

業務執行を担う取締役の報酬は、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間相場を総合的に勘案し、中長期的な会社業績を鑑みたくて決定しております。株式報酬の導入等インセンティブの導入につきましては採用しておりません。継続して研究、検討を重ねつつ、今後検討してまいります。

【補充原則4-10】指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役8名のうち独立社外取締役は3名となっており、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

現時点においては、経営陣幹部・取締役(監査等委員を除く。)の指名・報酬など重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役の適切な関与・助言が得られておりますが、今後、独立した第三者専門家のアドバイス等を得て、任意の諮問委員会に発展できるよう、検討を重ねてまいります。

【原則5-2】経営戦略・経営計画の策定・公表

中期経営計画の策定・公表につきましては課題であると認識しておりますが、直近の当社を取り巻く外部環境の変化が大きく開示しておりません。

しかしながら、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む中長期的な経営戦略や対処すべき課題について、有価証券報告書や株主総会招集通知において、適宜報告させていただいております。

今後は、中期経営計画の策定・公表につき、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式

当社グループは、政策保有株式を保有しておりません。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社グループでは、取締役や主要株主等との競業取引及び利益相反取引について、取締役会での報告・審議・決議を要することとしております。また、当社グループは、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を年1回調査し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合には開示しております。

【補充原則2-4】中核人材の登用等における多様性確保・人材育成等の方針に関する開示

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則2—6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社グループにおきましては、企業年金の積立を行っていないため、財政状態への影響はありません。

【原則3—1】情報開示の充実

当社は、当社ホームページ等の様々な手段により、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)を開示しております。

() 経営理念については、当社ホームページ等にて開示しております。経営戦略として、当社グループの主たる事業であります分譲マンション事業と収益物件事業について資源を集中させ、今後の成長に向けて事業基盤の強化に努めてまいります。多様化するニーズを的確に捉え、これに迅速に対応した商品企画とデザイン性の高い商品提供を目指し、新築分譲マンション、収益マンションの仕入、開発、販売を強化してまいります。

() 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応え、継続的な企業価値の向上を実現していくため、以下の基本方針に基づきコーポレートガバナンスの強化を図っております。

- ・ステークホルダーとの適切な関係
- ・株主に対する受託者責任を踏まえた経営
- ・適切な情報開示による経営の透明性確保
- ・説明責任を踏まえた株主との建設的な対話
- ・株主の権利・平等性の確保

() 当社の取締役(監査等委員を除く。)報酬は、株主総会で決定された総額の範囲内で、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間相場を総合的に勘案し、中長期的な会社業績を鑑みた上で、各取締役(監査等委員を除く。)の具体的報酬を決定しております。

() 取締役の選任に係る基準については、経営理念を理解・実践し、経営を行う上で必要となるスキル・経験と実績を有し、事業発展に寄与できる人材であることです。特に、求められる適性としては、高い経営的知識・客観的で迅速な判断能力・先見性洞察力・バランス感覚を有していること、役員に足る品格と倫理観を有していること、専門分野における能力・知識・経験・実績を有していることです。

取締役(監査等委員を除く。)の選任については、独立社外取締役を構成員に含む取締役会にて検討し、監査等委員である取締役については、監査等委員会における検討を経て、株主総会にて決定いたします。

取締役の解任については、役員として不正または不当な行為があった場合、または役員として適格性がないと認められる場合は解任することとしています。

解任の手続きについては、取締役会で決議したうえで株主総会で決議する流れとなります。

() 個々の取締役候補者について、選任議案を株主総会に上程するに際しては、候補者の選任理由を当該選任議案に係る株主総会参考書類において開示することとしております。

なお、解任については、解任事由が発生した場合のみ、開示を行います。

【補充原則3 - 1】サステナビリティについての開示の充実

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 1】経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会の監督機能の強化と意思決定・業務執行の迅速化を両立させるべく、取締役会において「取締役に委任する重要な業務執行」の範囲を決議しております。委任業務の概要は、資産の取得・処分や資金調達等、当社の不動産事業の遂行に伴う事項を中心に、会社法で認められた範囲を踏まえ、前述のバランスの最適化を図る観点で決定しております。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」をもとに、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4 - 10】指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11】取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方

当社の取締役選任の基準は、経営理念を理解・実践し、経営を行う上で必要となるスキル・経験と実績を有し、事業発展に寄与できる人材であることです。特に、求められる適性としては、高い経営的知識・客観的で迅速な判断能力・先見性洞察力・バランス感覚を有していること、役員に足る品格と倫理観を有していること、専門分野における能力・知識・経験・実績を有していることです。新任の取締役(監査等委員を除く。)については、取締役(監査等委員を除く。)による推薦、現任の取締役(監査等委員を除く。)については、その業績評価等を踏まえ、代表取締役社長が同候補者を取締役会に推薦し、取締役会において協議の上、株主総会に諮って決定しております。

取締役(監査等委員を除く。)の役割につきましては、同じく取締役(監査等委員を除く。)による推薦に基づき代表取締役社長が同候補者を取締役会に推薦し、取締役会において協議の上、株主総会に諮って決定しております。監査等委員である取締役については代表取締役社長が同候補者を監査等委員会に推薦し、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において協議の上、株主総会に諮って決定しております。社外取締役については、独立性に配慮して、候補の推薦を行っております。

当社の取締役会メンバーは、取締役(監査等委員を除く。)5名、監査等委員3名の計8名で構成され、企業経営の経験者である社外取締役をはじめ、仕入、財務、人事総務等、特に金融機関出身者や公認会計士など財務・会計に関する十分な知見を有している者が3名、更に弁護士資格を持つ法務の専門家が1名おり、各専門領域に関する知識と経験を有した者でバランス良く構成されており、現時点において実効性と適正規模を両立しております。

【補充原則4 - 11】取締役の兼任状況

当社の取締役(監査等委員を含む。)には、他の上場会社の役員を兼任している監査等委員でない取締役が1名おりますが、その数は合理的な範囲にとどまっており、その役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を当社の取締役としての業務に振り向けております。

また、取締役(監査等委員を含む。)の他社での兼任状況につきましては、毎年確認したうえで、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 11】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社は、次の6つの基本的要素に関する取締役会メンバー(監査役を含む)へのアンケートを実施し、その結果を踏まえ、取締役会において、取締役会全体の実効性の分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会の実効性は十分に確保されていると評価しましたが、取締役会の実効性をさらに高めていくため、評価結果に基づいた課題について確認し、取締役会の運営を継続的に改善してまいります。

- ・取締役会の役割・機能

- ・取締役会の構成・規模
- ・取締役会の運営
- ・監査機関との連携
- ・社外取締役との関係
- ・株主・投資家との関係

【補充原則４－１４】取締役のトレーニングの方針
当社は、取締役（監査等委員を含む。）に対するトレーニングの方針につきましては、これまでの経歴において、役員経験が初めての者に対して、経営企画部が指定する講座を受講することとしております。
その他に、当社の内容を理解するにあたり、子会社の取締役会及び重要な会議について、ご案内しております。
また、役員より希望がある場合には、内容に沿う講座を検索し、積極的に研修等に参加いただいております。

【原則５－１】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主からの対話の申込みに対して、積極的に対応しており、経営企画部長をIR担当部長として選任し、IR担当部長が、関連する部署を横断的に管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。投資家からの電話取材やスモールミーティング等の申し込みは、経営企画部において、積極的に受け付けており、また、投資家との対話の際は、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SBIホールディングス株式会社	14,705,000	51.95
永嶋 秀和	2,795,600	9.88
SCBHK AC EFG BANK AG	1,030,000	3.64
永嶋 康雄	641,300	2.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	534,300	1.89
日本証券金融株式会社	386,200	1.36
上田八木短資株式会社	385,200	1.36
岩井コスモ証券株式会社	199,600	0.71
LGT BANK LTD	194,900	0.69
宮本 晋一	174,600	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	SBIホールディングス株式会社（上場:東京）（コード）8473

補足説明

2022年9月21日に、親会社でありました株式会社アスコットが当社の所有株式のすべてをSBIホールディングス株式会社へ譲渡したことにより、親会社の異動がありました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	6月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社及び当社連結子会社と親会社であるSBIホールディングス株式会社及びSBIホールディングス株式会社の連結子会社との取引決定にあたっては、一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としております。また、重要性の高い取引については取締役会の決議を行うこととしており、常に少数株主保護の観点に留意して取引条件を決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

SBIホールディングス株式会社は、当社の普通株式の過半数を所有する親会社ですが、当社の事業上の制約をせず、自主性・自律性を確保し、独自の経営判断を行えることによって上場子会社のガバナンス体制の実効性を確保していることを確認しており、当社の親会社からの独立性は確保されているものと認識しております

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社外取締役
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
明石 昌	他の会社の出身者											
山上 友一郎	他の会社の出身者											
上村 直子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
明石 昌		○	——	長年にわたり大和ハウス工業㈱グループ企業のトップを務めた経歴から、不動産業界における豊富な経験と実績、専門的かつ幅広い見識及び高い経営視座を有しております。その経験と視座を基に客観的、経営的視点等から職務執行に対する監督、指導をいただいております。当社の経営体制の強化及び持続的成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し選任いたしました。また、同氏と一般株主様との間に利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
山上 友一郎	○	○	——	直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び企業監査に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有益な助言や提言が期待できるものと判断し選任いたしました。また、同氏と一般株主様との間に利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
上村 直子	○	○	——	国内外の法曹界や官庁においての豊富な経験とその経験を通して培われた高い専門性・見識を有しております。今後の当社のコーポレート・ガバナンス向上の観点から、取締役の職務執行に対する中立的・客観的な立場で関与、監督又は助言いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として適切にその職務を遂行することができるものと判断し選任いたしました。また、同氏と一般株主様との間に利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社は、監査等委員会の職務執行を補助する使用人(監査等委員会スタッフ)若干名を置いております。監査等委員会スタッフが監査等委員会の補助業務にあたる際は、執行部門の指揮命令を受けない旨を社内規程にて定めております。

また、監査等委員会スタッフの人事異動・人事評価は監査等委員会の同意事項とすることにより、監査等委員会の補助使用人の業務執行取締役からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会には、内部監査室から毎回出席し、監査業務の有効性と効率性の向上を図るべく、両者の連携に努めております。また、監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、四半期毎の定時のほか、必要に応じて随時情報交換を行っております。監査等委員会と内部監査室は、内部監査の方針や実施状況について適宜報告・相談を行っており、相互連携を図ることでそれぞれの監査の実効性を高めるよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

3 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役である明石昌氏を独立役員として選任しております。長年にわたり大和ハウス工業(株)グループ企業のトップを務めた経歴から、不動産業界における豊富な経験と実績、専門的かつ幅広い見識及び高い経営視座を有しております。その経験と視座を基に客観的、経営的視点等から職務執行に対する監督、指導をいただいております。当社の経営体制の強化及び持続的成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたることで企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し選任いたしました。

社外取締役(監査等委員)である山上友一郎氏を独立役員として選任しております。直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び企業監査に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有益な助言や提言が期待できるものと判断し選任いたしました。

社外取締役(監査等委員)である上村直子氏を独立役員として選任しております。国内外の法曹界や官庁においての豊富な経験とその経験を通して培われた高い専門性・見識を有しております。今後の当社のコーポレート・ガバナンス向上の観点から、取締役の職務執行に対する中立的・客観的な立場で関与、監督又は助言いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として適切にその職務を遂行することができるものと判断し選任いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

社内取締役、(監査等委員会設置会社移行前の)社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員を付与対象者としたストックオプション制度を導入しておりましたが、2020年7月14日に権利行使期間が終了しております。今後、検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役に対する報酬については、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役ごとに、社内・社外別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額については、2023年9月26日の第13期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)について年額500,000千円以内(内、社外取締役分は50,000千円以内)と決議いただいております。当該決議の際の取締役(監査等委員を除く。)の員数は5名(内、社外取締役1名)であります。

当社は、2023年9月26日開催の取締役会において、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的にはその職務に鑑み、固定報酬として基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬の額とする。

当社は2023年9月26日開催の取締役会において、代表取締役社長に対し各取締役(監査等委員を除く。)の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で定める総額の範囲における各取締役(監査等委員を除く。)の報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役(監査等委員を除く。)の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役の取締役会にかかる事項につきましては、人事総務部がサポートし、その他の事項につきましては経営企画部がサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
永嶋 秀和	取締役会長	――	引き続き当社取締役会長として経営方針や事業戦略の決定及びその遂行に重要な役割を果たしていく予定です。	2023/09/26	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名
--------------------------	----

その他の事項

――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、取締役会と監査等委員会により業務執行の監督を行っております。

(1) 取締役会

取締役会は取締役(監査等委員を除く。)5名(社外取締役1名を含む。)、監査等委員である取締役3名(社外取締役2名を含む。)の計8名で構成されております。定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等

について審議・決定を行うとともに、各取締役（監査等委員を除く。）の業務執行の監督を行っております。
個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

代表取締役	永嶋 秀和	24回 / 24回
取締役	岡田 圭司	24回 / 24回
取締役	山名 徳雄	24回 / 24回
取締役	高村 正人	24回 / 22回
取締役	有泉 俊介	24回 / 24回
取締役	明石 昌	24回 / 24回
取締役	中林 毅	5回 / 5回
取締役	田村 達裕	5回 / 5回
取締役	豊島 英征	5回 / 5回
取締役	豊泉 謙太郎	5回 / 5回

取締役中林 毅氏、取締役田村 達裕氏、取締役豊島 英征氏、取締役豊泉 謙太郎氏は、2022年9月27日開催の第12回定時株主総会をもって退任しております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名と社外取締役2名の計3名によって構成されております。監査等委員会を毎月開催し、監査等委員会において定めた監査方針や監査計画に基づき、議論を行い、具体的問題について十分に分析・検討した上で、経営改善に繋げてまいります。また、常勤監査等委員は取締役会及びコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員を除く。）の業務執行状況を監査し検証しております。

(3) コンプライアンス委員会

当社グループでは、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとしております。その統制方針、体制、行動規範を定めたコンプライアンス管理規程を定め、それに基づき当社の代表取締役社長が指名する役員が委員長となり、各部署より選任された委員によって構成されるコンプライアンス委員会を随時開催し、様々なコンプライアンス上の課題の検討並びに全役員を対象とした研修を行っております。

(4) 内部監査

内部監査室は、グループ内各組織の業務の適正性を監査するとともに、グループ全体の内部統制の整備・運用状況の定期的評価、改善支援に取り組んでおります。内部監査室長は、監査等委員会に毎回出席し、内部監査の方針や実施状況を報告するとともに、監査等委員会、会計監査人との定例打ち合わせに出席し、監査等委員会、会計監査人、内部監査室の三者連携の保持を図り、監査活動全体の有効性と効率性の向上に努めております。また、内部監査室長は、必要に応じ取締役会に出席し、当社グループの内部統制向上に向けた検討・取り組み状況を適時に把握するとともに、内部統制を所管する各部署との日常的コミュニケーションにおける課題提起や改善提案を通じ、内部統制システムの向上に努めております。

(5) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を遂行する公認会計士は若尾典邦氏及び今井修二氏となっており、その補助者は公認会計士5名、その他8名であり、いずれもアスカ監査法人に所属しております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。これに基づき、当社は、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、委員の過半数が社外取締役に構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を行うことで、より透明性の高い経営を実現し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図り、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指すため、2023年9月26日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、取締役8名中社外取締役に3名とし、3名全員を独立役員として届け出ております。

これらの体制により、監査等委員会設置会社として十分なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限（開催日の2週間前）より早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は6月末であり、株主総会が9月であるため、集中しない時期となっております。

電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)及び参考書類について、英訳版を提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	モデルルーム周辺エリアにおける清掃作業などの社会貢献活動を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 「経営基本方針」の一つに「正道」を掲げ、法令遵守の重要性をグループ役職員全体で共有し、実践する。
 - 「コンプライアンス管理規程」にて役職員の行動規範、コンプライアンス活動の推進体制を定めるとともに、「コンプライアンス委員会」「グループ内部通報制度」を設け、法令・定款への違反行為を未然に防止する。
 - 「内部監査室」を設置し、コンプライアンス体制の運用状況、各組織の職務遂行状況を点検・評価するとともに、業務プロセスの改善を図る。
 - 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り、組織的に対応する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務遂行における情報の管理責任者や管理方法・体制等を社内規程で定め、情報の作成・処理・保存を適切に行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 「リスク管理規程」にてリスク管理、損失最小化のための体制・方法を定めるとともに、「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの洗い出し、評価、対応策の策定・実施、レビュー・改善、のフレームワークを構築し、実践する。
 - 「投資委員会」を設置し、重要な投資案件の審議を多面的に行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - グループの経営方針・目標を設定し、各組織の経営計画を策定のうえ、その実行を通じて効率的な職務の執行を図る。
 - 監督と執行の分離の観点から「執行役員制度」を導入し、業務執行の機動性を確保しつつ、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。
 - 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の各種社内規程により、各組織・メンバーの責任・権限・業務手順を定め、効率的な業務遂行、組織運営体制を構築する。
- 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 親会社及び子会社との緊密な連携のもと、企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築に努める。
 - 「関係会社管理規程」にて、子会社の「経営上の重要事項」に関する当社宛の手続きを定め、子会社の業務の適正を図る。
 - 当社の役職員が子会社の取締役・監査役に就任することにより、子会社の経営・運営状況を監視する。
 - 当社の内部監査室は定期的に子会社の監査を実施する。
- 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
 - 監査等委員会の職務執行を補助する使用人(監査等委員会スタッフ)若干名を置く。
 - 監査等委員会スタッフが監査等委員会の補助業務にあたる際は、執行部門の指揮命令を受けない旨を社内規程にて定める。
 - 監査等委員会スタッフの人事異動・人事評価は監査等委員会の同意事項とする。
- 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は取締役会に出席するとともに、常勤の監査等委員はその他の重要な社内会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。
 - (2) 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人から定期的に報告を受け、連携を図る。
 - (3) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
 - (4) 監査等委員会への報告を理由として役職員が不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、経営方針、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (2) 監査等委員会の職務の執行に必要な費用は、会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- < 反社会的勢力排除に向けた体制の整備等 >
1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
- 対応統括部署：人事総務部
不当要求防止責任者：人事総務部長
- (2) 外部の専門機関との連携
- 特殊暴力防止対策連合会に加入するなど、平素より外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を受ける。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
- 対応統括部署において、外部の専門機関の定例会及び研修会に出席し、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用する。
- (4) 対応マニュアルの整備状況
- 反社会的勢力への対応に関する要領を定め、社内各部に配布する。
- (5) 研修活動の実施状況
- 外部講師を招いての研修会を実施し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進する。

その他

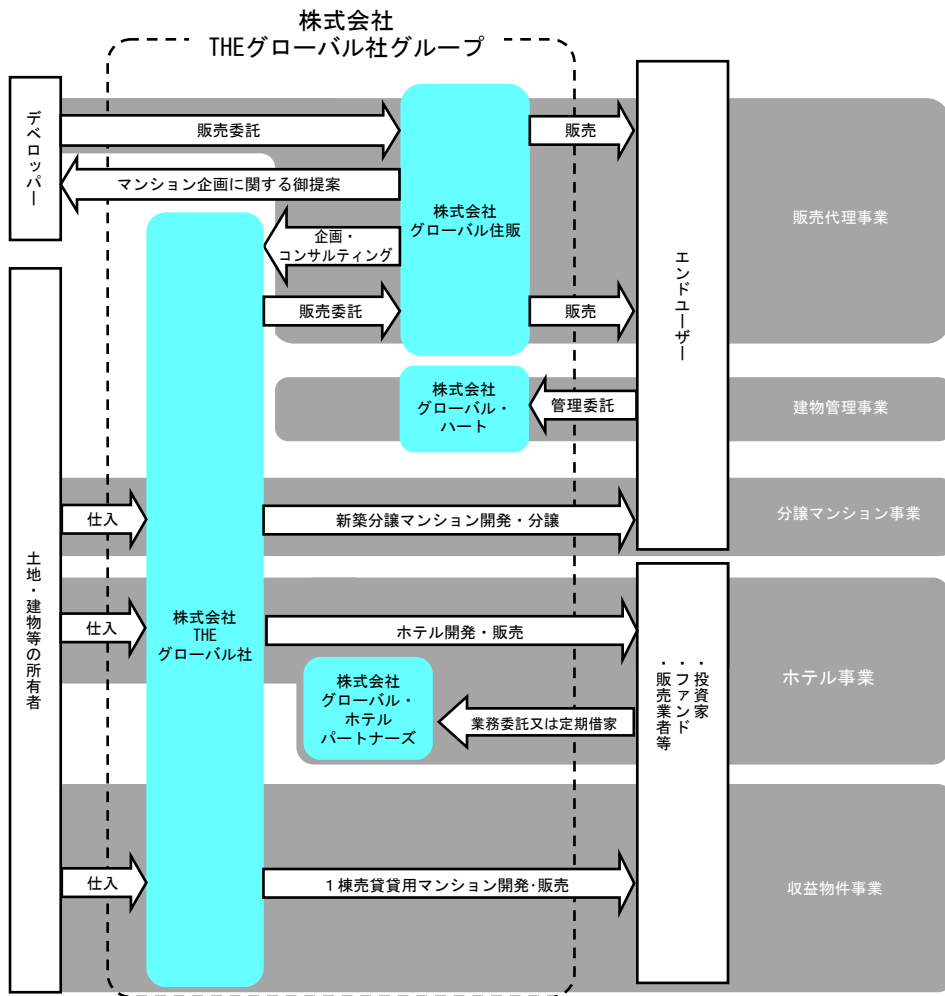
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

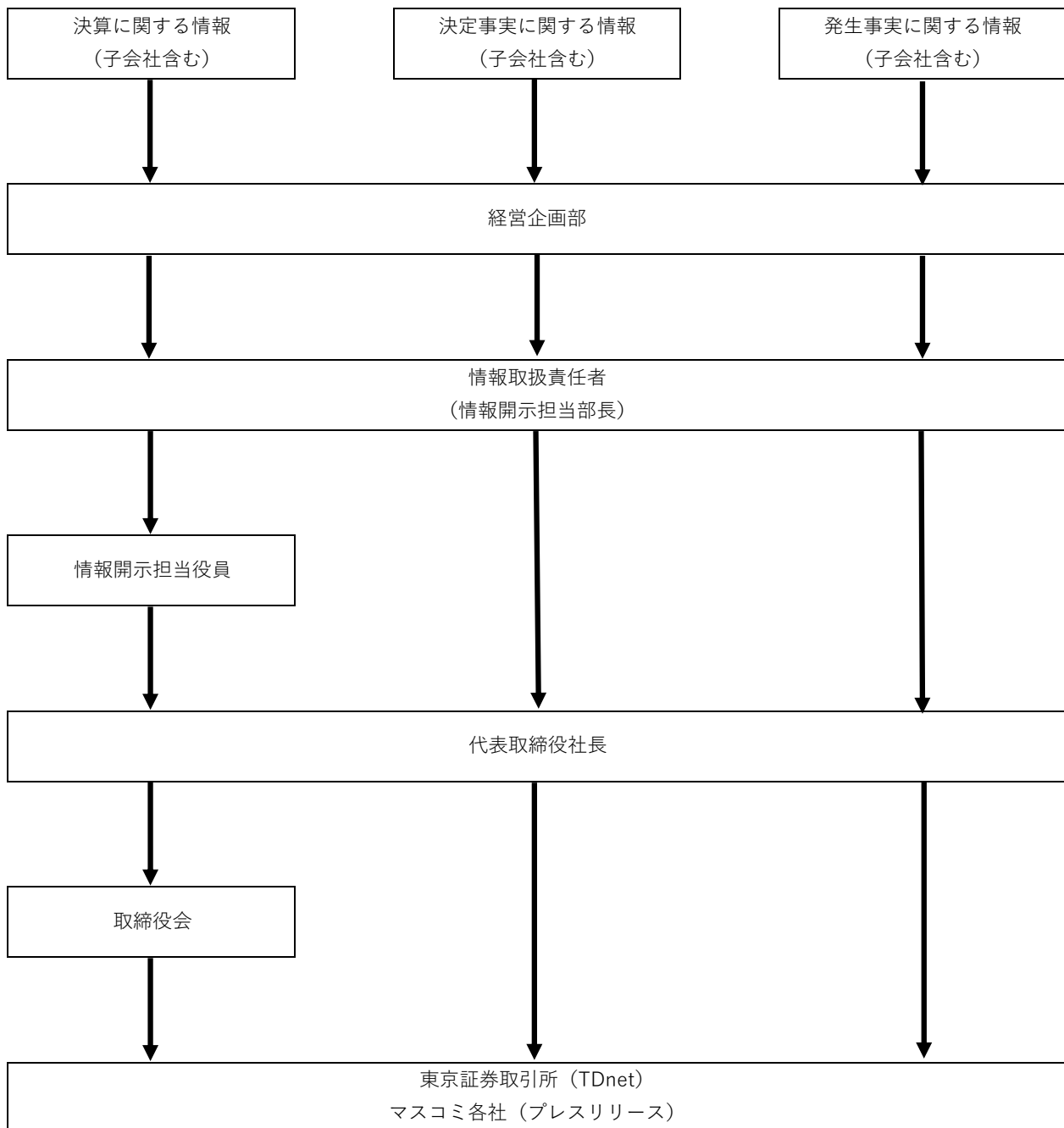
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当する事項はありません。



【適時開示フロー（模式図）】



株 主 総 会

